

2026 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 Y C P ホ ー ル デ ィ ン グ ス  
( グ ロ ー バ ル ) リ ミ テ ッ ド  
(YCP Holdings (Global) Limited)  
代 表 者 名 取締役兼グループ CEO 石 田 裕 樹  
(コード番号：9257 東証グロース)  
問 合 せ 先 IR グループ 中 村 哲 朗  
(Tel: 03-6804-3225 E-mail: ir@ycp.com)

### 剰余金の配当（中間配当）に係る分配金の単価決定に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 14 日付「剰余金の配当（中間配当）に関するお知らせ」に記載の通り、当社の有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）の受益者に対する分配金の額が確定次第、開示することをお知らせしておりましたが、このたび JDR 信託受託者である三菱UFJ 信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（総称して以下「信託受託者」といいます。）より分配金の単価及び分配金の支払開始日を決定した旨の連絡がございましたので、下記の通りお知らせいたします。

（注）以下、米ドル表示の金額については 1 米ドル＝159.47 円（2026 年 8 月 19 日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値）により計算されております。

#### 記

#### 1. 分配金の単価：当社 JDR 1 口につき 6 円

（分配金の支払に関する権利確定日：2026 年 7 月 3 日、分配金の支払開始日：2026 年 9 月 28 日）

#### ＜ご参考＞ 配当金及び JDR の受益者に対する分配金の情報（2026 年 8 月 20 日現在）

|                    | 決定事項<br>(2026 年 12 月期中間)            | 直近の配当予想<br>(2026 年 2 月 13 日) | 前期実績<br>(2025 年 12 月期中間) |
|--------------------|-------------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 基準日<br>(権利確定日)     | 2026 年 6 月 30 日<br>(2026 年 7 月 3 日) | -                            | 2025 年 6 月 30 日          |
| 1 株あたりの配当金         | 0.04 米ドル<br>(6.14 円)                | 0.04 米ドル<br>(6.14 円)         | 0.02 米ドル<br>(3.19 円)     |
| JDR 1 口<br>あたりの分配金 | <b>*今回開示*</b><br>6 円                | -                            | 2 円                      |
| 配当金総額              | 849 千米ドル<br>(135 百万円)               | -                            | 446 千米ドル<br>(71 百万円)     |
| 配当金の支払開始日          | 2026 年 8 月 17 日                     | -                            | 2025 年 8 月 15 日          |
| 分配金の支払開始日          | <b>*今回開示*</b><br>2026 年 9 月 28 日    | -                            | 2025 年 9 月 25 日          |
| 配当原資               | 利益剰余金                               | 利益剰余金                        | 利益剰余金                    |

（注）JDR の受益者に対する実際の円貨の分配金額は、外貨による普通株式配当金を単純に円換算した金額とは異なります。信託受託者は、受領した外貨による当該配当金額を円貨に変換し、

変換された円貨総額から分配金支払に関する手数料を控除した残額を、JDRの総口数で除す方法によりJDR1口あたりの信託分配単価を算出します。このJDR1口あたりの信託分配単価を基準に、JDRの口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を権利確定日（2026年7月3日）現在のJDRの受益者に分配します。その算出の際に生じた1円未満の端数は、切り上げるものとし、当該切り上げによって生じた分配に必要な金銭の不足額は、受託者の信託報酬を減額することにより補充します。

以 上